

平成21年1月

P R T Rデータの公表について

関係者各位

経済産業省製造産業局化学物質管理課

平素より化学物質管理政策に多大なご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)」に基づき、これまでに平成13年度から平成19年度までの計7回、事業者による化学物質の環境中への排出量等の届出が行われ、このうち平成18年度までの計6回分について集計結果の公表が行われております。

一方、化管法については、平成19年2月から産業構造審議会及び中央環境審議会において施行状況に対する評価や課題の抽出を行うとともに、国際的な整合性に配慮しつつ今後の方向性について検討が行われ、8月に中間とりまとめが公表されました。このとりまとめにおいて、化学物質の環境中への排出状況に関する国民の理解をより深めるため、個別事業所ごとのP R T Rデータを公表すべき(別添参照)とされたことから、この度、個別事業所のデータをホームページ上で公表することといたしました。なお、開示請求に基づくC D - R等による開示につきましては今後とも継続して行っております。

今後とも、引き続き化学物質管理政策に御理解いただき、御協力いただきますようお願いいたします。

本件に関する問い合わせ先

経済産業省製造産業局化学物質管理課

藤沢、中辻

03-3501-0080

平成19年8月公表 中間とりまとめより抜粋

Ⅲ. PRTR制度に関する課題と方向性

2. PRTRデータの多面的利用の促進

(1) PRTRデータの提供方法の見直しによる関係者のPRTRデータ利用の促進

国に届け出られた個別事業所ごとのPRTRデータは、都道府県別、業種別等の法令で定める項目ごとに集計・公表されている。個別事業所ごとのPRTRデータについては、一定の手数料で国に開示請求を行うことにより入手することができるようになっている。また、一部のNGOでは開示請求により入手した個別事業所ごとのPRTRデータを、そのホームページにおいて公表している。

化学物質の環境中への排出状況に関する国民の理解をより深めるため、個別事業所ごとのPRTRデータがより容易に入手可能となるよう、現在の開示請求方式を改めて、国による公表方式とすべきである。また、個別事業所ごとのPRTRデータを国による公表方式とすることにより、未届出事業者の有無をより容易にチェックする効果も期待される。なお、公表方式に変更する際には、国民にできるだけわかりやすい形でデータを提供する観点から、国のホームページ等を活用した排出地点の地図上へのプロット、簡易な濃度試算、有害性情報の活用等ができるような工夫を行うべきである。

(参考) 中間とりまとめを掲載しているURL

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/07/kakannho_torimatome/index.htm